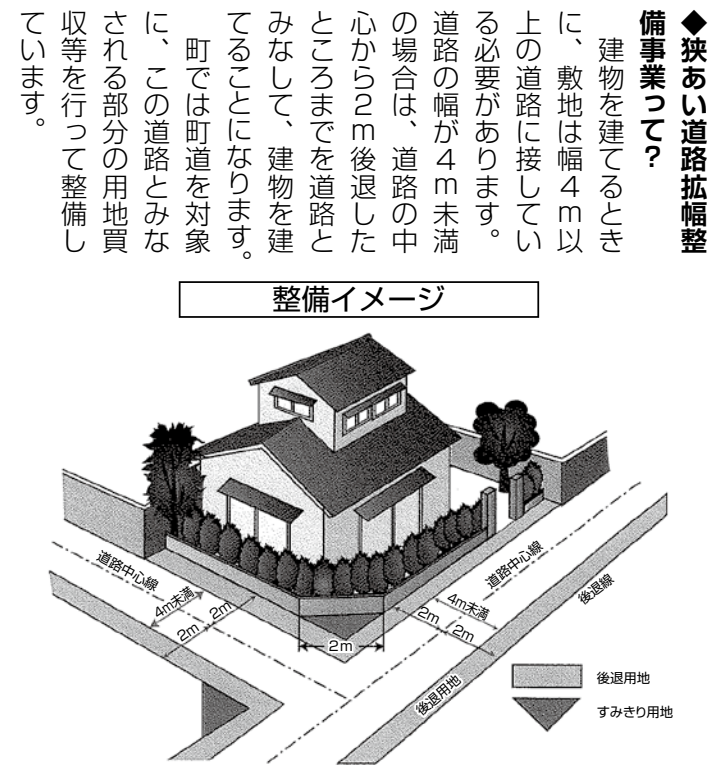


◆**問合先** 都市計画課 ☎492-9143

◆**費用は?** 用地買収費、測量・分筆費、道路整備費などの費用は、町が負担します。

◆**手続きは?** 建築確認申請までに事前に相談いただき、拡幅整備の方法などについて打ち合わせします。その後、建築確認申請時に拡幅整備申請書を提出していただきます。

◆**狭あい道路拡幅整備** 建物や敷地は幅4m以上の道路に接している必要があります。道路の幅が4m未満の場合は、道路の中心から2m後退したところまでを道路とみなして、建物を建てることとなります。町では町道を対象に、この道路とみなされる部分の用地買収等を行って整備しています。



建物を建築される皆さんへ
「狭あい道路拡幅整備事業」
をご存じですか

国民年金保険料を納めるのが困難なときは

国民年金は20歳から60歳までの全ての方が加入し、保険料(平成26年度月額15,250円)を納める制度です。しかし経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、申請して承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

また、平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間についてさかのぼって免除申請ができるようになりました。

参考：平成26年度保険料

区分	種類	保険料
免除	全額免除	0円
	4分の3免除(4分の1納付)	3,810円
	2分の1免除(2分の1納付)	7,630円
	4分の1免除(4分の3納付)	11,440円
猶予	若年者納付猶予	0円
	学生納付特例	0円

※若年者猶予…30歳未満のみ 学生猶予…学生のみ
※一部免除の場合は、上記の保険料を納めることで免除承認となります。

承認の基準
免除は本人・配偶者・世帯主(若年者猶予は本人・配偶者、学生猶予は本人のみ)の申請する年度分の前年所得が基準額以下であることが必要です。(失業した人は、必要書類を添付すれば失業があった年の翌々年6月までの期間について前年所得は特例として審査されます。)

必要書類等

- 学生猶予の場合は、学生証または在学証明書
- 申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、申請する年度分に対応する前年の所得課税証明書
- 失業した人は離職を証明する書類
 - ①雇用保険受給資格者証(または離職票)など ②辞令書 ③その他公的機関の証明書
- 印かん(代理の場合)

承認期間の取り扱い
年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に入りますが、年金額の計算においては減額になります。そのため、承認された期間は、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。(承認を受けた年度以降3年度目からは当時の保険料額に加算が付きまます。)

免除申請の受付
保険料免除申請における年度は、7月から翌年6月です。(学生は4月～翌年3月)免除申請を希望する人は、役場住民課で申請してください。

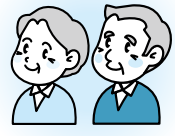
問合先 住民課国保年金係 ☎492-9135

75歳以上の皆さんへ 8月からの新しい「後期高齢者医療被保険者証」は 7月下旬にお送りします

後期高齢者医療制度では、8月に前年中(平成25年)の所得により、医療機関等窓口での医療費の負担割合の見直しがあります。負担割合が変更になる人はご注意ください。

※負担割合については、下の表を参照してください。
なお、保険料の滞納がある人には、有効期限が短い「短期被保険者証」が届く場合があります。その場合の保険料の納付については、税務課収税係(☎492-9165)へご相談ください。

- 医療機関等窓口で負担割合が3割の人
次の条件に該当する場合は、申請により負担割合は1割になります。
ア. 同一世帯に被保険者が1人の場合で収入383万円未満のとき
イ. 同一世帯内に被保険者が2人以上の場合で収入合計520万円未満のとき
ウ. 同一世帯に被保険者が1人の場合で収入が383万円以上で、かつ同一世帯内に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人との収入合計520万円未満のとき
- 世帯員全員が町県民税(住民税)非課税の人
申請により、『限度額適用・標準負担額減額認定証』(以下『認定証』)が発行されます。『認定証』を医療機関等に提示することにより、自己負担額等が次のようになります。
①外来時の医療費の自己負担額が、下の表の金額までとなります。
②入院時の医療費の自己負担額と食事代が、下の表の金額までとなります。
※現在、『認定証』をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる人には、被保険者証と一緒に新しい『認定証』をお送りしますので、ご確認ください。



医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等(75歳の年齢到達月を除く)

区分	該当条件	負担割合	自己負担限度額/月		食事代 1食につき
			個人外来	世帯(入院+外来)	
現役並み所得者	同一世帯に住民税の課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (年4回以降は44,400円)	260円
一般	「現役並み所得者」、「低所得」以外の人		12,000円	44,400円	
低所得	世帯員全員が住民税非課税 世帯員全員の所得が0円(年金の場合は、控除額を80万円として計算)の人および老齢福祉年金の受給者	1割	8,000円	24,600円	210円 ※91日目以降160円
				15,000円	100円

○保険料の計算方法

①均等割額 47,603円 + ②所得割額 (平成25年中(1~12月)の総所得金額等(※) - 330,000円) × 9.70% = ①+② 平成26・27年度保険料額(最高限度額57万円)

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)

問合先 被保険者証：役場地域福祉課福祉係 ☎492-9136 保険料：役場税務課住民税係 ☎492-9132
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎078-326-2021

8月1日から
平成26年度農業振興地域
農用地区域からの除外申出の
事前相談の受付を開始します

延期していた農業振興地域農用地区域からの除外申出の事前相談の受付を、8月1日から再開します。詳細は広報いなみ8月号でお知らせします。

●問合先 産業課産業振興係 ☎492-9141

下水道管などの点検商法にご注意を!

最近町内で、「役場に委託されている」と言ってご家庭を訪問し、下水管や排水設備の点検や清掃を有料で勧誘する事例が発生しています。宅地内の下水管や排水設備の点検や清掃は、各ご家庭で行っていただくことになっていますが、法令等での定期点検などの義務付けはありません。また、役場が業者に委託することはありません。おかしいと感じたら、水道課にお問い合わせください。

問合先 水道課 ☎492-9144